

# 【低入札制度の見直し】

本業市発注の建設工事に関する低入札制度について、平成21年4月1日以降に入札公告を行う（予定価格1,000万円以上の）建設工事について、以下のとおり「**低入札調査基準・失格判断基準の改正**」及び土木系5工事<sup>※1</sup>並びに鋼構造物工事について「**最低制限価格制度の新設**」を行うこととしましたので、ご注意ください。

土木系5工種<sup>※1</sup>並びに「鋼構造物工事」

左記以外  
「建築一式」、「電気」、「機械器具設置」など

予定価格  
大

## 低入札価格調査制度

基準価格＝直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%  
(ただし、予定価格の2/3～85%の範囲内)

(失格判断基準あり)

次に該当する場合

- ① 設計書の（直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%）  
(ただし、予定価格の2/3～85%の範囲内)  
> 入札書記載金額

(失格判断基準あり)

次の②又は③のいずれかに該当する場合

- ② 設計書の直接工事費×75%  
> 入札者積算内訳書の直接工事費  
③ 設計書の（共通仮設費×70%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）  
> 入札者積算内訳書の（共通仮設費＋現場管理費＋一般管理費）

1億円

## 最低制限価格制度

制限価格＝基準価格の算出に同じ  
(制限価格を下回った場合は失格)

(失格判断基準あり)  
総合評価方式

1,000万円

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

<失格判断基準の適用>

失格判断基準①に該当しない	失格判断基準①に該当する
○低入札価格調査	×失格

<失格判断基準の適用>

失格判断基準②及び③に該当しない	失格判断基準②又は③に該当する
○低入札価格調査	×失格

低入札価格調査

専任の追加配置技術者の選出

※落札候補者のみ

〔技術者の配置例〕

- ・ 請負代金額2,500万円以上の建設工事（建築一式にあっては5,000万円以上）の場合  
→ 専任の主任（監理）技術者1名（建設業法上）＋専任の主任（監理）技術者1名（低入札対応）の計2名を配置
- ・ 請負代金額2,500万円未満の建設工事（建築一式にあっては5,000万円未満）の場合  
→ 専任の主任技術者1名＋専任の主任技術者1名（低入札対応）の計2名を配置

落札候補者の入札参加資格審査

落札者の決定・契約へ

※ 【土木系5工事】とは、「土木一式」「とび・土工・コンクリート（※解体工事を除く）」「ほ装」「塗装」「造園」をいいます。